

# 児童ポルノに係るインターネット規制 論点レジュメ

H22.11.17

## 1 ブロッキング

- 22年2月 犯罪対策閣僚会議「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」設立
- 22年6月 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成調査研究事業（警察庁）
  - ・財団法人インターネット協会へ委託
- 22年7月 児童ポルノ排除総合対策を閣議決定（7/27）
  - ・現行法の枠内で、今年度中を目途に実行性のあるブロッキングが実施できるよう、「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体」を新設するなど、必要な環境整備を実施

## 2 関係者の責務

### （1）府民の責務

- ・児童ポルノ被害から子どもを守る  
児童ポルノ根絶に向けて府民全体で取組（サイト発見通報等）  
保護者による子どもの見守り（インターネット上の児童ポルノ被害等からの保護）

### （2）関係事業者の責務

- ・インターネットを利用した児童ポルノ閲覧機会の最小化
- ・行政の実施する施策への協力

### （3）府の責務

- ・関係機関との連携（府警、教育、関係団体等との意見交換会議）
- ・公的施設における児童ポルノ閲覧禁止措置の徹底（青少年の閲覧防止措置について条例改正済）
- ・啓発活動（電磁的記録の適切な保管等）
- ・インターネットを適切に活用する能力の習得の促進（リテラシー教育）
- ・インターネット被害を受けた児童の保護・ケア（専門相談機関との連携）

## 3 サイト発見通報、削除依頼

### （1）サイト発見通報先

- ・京都府（青少年課）
- ・警察
- ・その他公的団体との連携（インターネット・ホットラインセンター等）

### （2）削除依頼方法

- ・インターネット・ホットラインセンターの活用（事務局：(財)インターネット協会）

なお、以上の点は、さしあたりインターネット関係を対象としたが、これらの事項は、被害児童のケア等に関する府の責務をはじめ、その性格上可能な限り、インターネット関係以外にも該当するものとして議論が進められるべきものとする。